

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑事訴訟法の一部改正

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。 (第五百七条関係)

第二 非訟事件手続法の一部改正

過料の裁判の執行につき刑事訴訟法第五百七条の規定を準用するものとする。 (第二百八条第三項関係)

第三 民事訴訟法の一部改正

過料の裁判の執行につき刑事訴訟法第五百七条の規定を準用するものとする。 (第一百八十九条第三項関係)

第四 附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則関係)